

平成 30 年度三重地方労働審議会家内労働部会の開催について

三重労働局長



標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記 5 によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 平成 30 年 5 月 11 日 (金) 午前 10 時から
- 2 場 所 津市島崎町 327 番 2 三重労働局地下共用会議室
- 3 議 題 ①三重県内の家内労働の現状について  
②三重県車両電気配線装置製造業家内労働実態調査結果について  
③その他
- 4 傍聴者 9 名まで
- 5 要 領
  - (1) 傍聴希望者は、住所、氏名、電話番号、Fax 番号及び所属を記入の上、はがき又は Fax にて下記の宛先までお申し込みください。  
お申し込み締切日は平成 30 年 5 月 7 日 (月) 17 時まで (必着) です。  
はがきの場合： 〒514-8524  
津市島崎町 327 の 2 津第二地方合同庁舎  
三重労働局労働基準部賃金室  
Fax の場合： 059-226-2117
  - (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方に対しては、後日封書により通知いたしますので、当日はその通知書を持参してください。
  - (3) 当日は、審議会の開始 10 分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。  
なお、事前にご応募いただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他
  - (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
  - (2) 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。又、介助の方がいらっしゃる場合には、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

担当 : 三重労働局労働基準部賃金室

TEL 059-226-2108

Fax 059-226-2117

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した席以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影や、ビデオカメラ・テープレコーダー・盗聴マイク等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット・はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内には持ち込めません。
- 9 他者に危害を与えるような危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び三重地方労働審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行うものについては、主宰者は、その者を退場させることがあります。

三重地方労働審議会